

保険法施行に伴う取扱の変更に関する特約

この特約の趣旨

この特約は、すでに締結されている主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）について、保険法（平成20年法律第56号）附則第4条および第5条の経過措置の規定に対応することを目的としたものです。

（特約の適用）

第1条 この特約は、平成22年4月1日に主契約に付加して締結します。

② 前項の規定により、主契約にこの特約が付加された場合、第2条ないし第4条に規定する内容については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、この特約に定めるところによります。ただし、この特約において別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

（重大事由による解除）

第2条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

1. 保険契約者、被保険者（死亡保険金・給付金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人が、この保険契約の保険金または給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 2. この保険契約の保険金または給付金の請求に関し、保険金または給付金の受取人の詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 3. 当会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする第1号から第2号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
 4. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 5. 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、主契約を継続することを期待しえない前4号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 保険金または給付金の支払事由が発生した後においても、会社は、前項の規定によって、この保険契約を解除することができます。この場合には、会社は、保険金および給付金を支払いません。すでに保険金または給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- ③ 本条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者に解除の通知をします。
- ④ 本条の規定によって保険契約を解除した場合には、会社は、解約払戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

（死亡保険金受取人による保険契約の継続）

第3条 保険契約者以外の者で保険契約の解除をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）による保険契約の解除は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次各号のすべてを満たす死亡保険金受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

1. 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 2. 保険契約者でないこと
- ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、災害死亡保険金、死亡保険金または死亡給付金の支払事由が生じ、会社が保険金または給付金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を死亡保険金受取人に支払います。

(保険金等の支払金の支払の時期および場所)

第4条 保険金等の支払金は、会社が請求を受けた日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社で支払います。

- ② 保険金等の支払金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金等の支払金の請求時までには会社に提出された書類だけでは確認できないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行いません。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金等の支払金を支払うべき期限は、会社が請求を受けた日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

この場合、会社は、保険金等を請求した者に通知します。

1. 保険金等の支払金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者の死亡の有無
2. 保険金等の支払金の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金等の支払金の支払事由が発生した原因
3. この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前号に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは死亡保険金受取人の保険契約締結時の目的もしくは保険金等の支払金の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金等の支払金の請求時までにおける事実

- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金等の支払金を支払うべき期限は、会社が請求を受けた日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

この場合、会社は、保険金等を請求した者に通知します。

1. 前項各号に定める事項についての医療機関等または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 2. 前項第2号ないし3号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他の法令に基づく照会 180日
 3. 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
 4. 前号各号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等の支払金を支払いません。

(規定の準用)

第5条 主約款において、保険金等の請求および支払時期の規定または重大事由による解除の規定を準用または適用する規定が定めてある場合、主約款にかかわらず、それぞれこの特約の第4条

(保険金等の請求および支払時期) または第2条(重大事由による解除)の規定を準用または適用します。

② 前2条および前項の規定は、主契約に付加されている他の特約において準用します。

(特約の解約)

第6条 この特約のみの解約はできません。

(主契約が更新される場合の特則)

第7条 主契約が更新される場合は、この特約は消滅します。